

廃棄物の無確認輸出は、 廃棄物処理法違反です!

廃棄物を輸出するときは

環境省の確認が必要です



- ① 中古利用に適さない使用済特定家庭用機器※、又は、これが含まれた金属スクラップは、廃棄物に該当します。
- ② 特定家庭用機器以外の使用済家電製品についても、総合的に勘案し、廃棄物か否かを判断します。
- ③ 廃棄物を輸出するためには、廃棄物処理法に基づき、環境大臣の確認を受ける必要があります。
- ④ これを怠った場合は、違法な輸出となり、未遂であっても罰せられます。
- ⑤ 最高で5年以下の懲役、又は、3億円以下の罰金に処せられます。

※特定家庭用機器：家電リサイクル法の対象であるテレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・乾燥機をいう（処理基準を守らずに破碎、分解したものを含む）。



【中古又は使用済家電製品を輸出する際は注意してください】

1. 現行の法体系について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第10条第1項及び第15条の4の7第1項の規定により、廃棄物を輸出しようとする者は、その廃棄物の輸出が一定の基準に該当するものであることについて、

環境大臣の確認を受けなければなりません。この規定に違反した場合は、廃棄物処理法第25条第1項第12号及び第25条第2項により、違法な輸出が未遂であっても罰せられます。（最高で5年以下の懲役、又は、3億円以下の罰金）

2. 「使用済家電製品の廃棄物該当性の判断について（通知）」との関係

環境省では「使用済家電製品の廃棄物該当性の判断について（通知）」（平成24年3月19日付け環廃企発第120319001号・環廃対発第120319001号・環廃産発第120319001号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課長・廃棄物対策課長・産業廃棄物課長通知）により、廃棄物該当性の判断指針を明確化したところ です。

これにより、中古又は使用済家電製品を輸出しようとする際における、廃棄物該当性の判断においても、本通知の考え方が適用されます。

中古利用に適さない使用済特定家庭用機器*（スクラップ又は破砕したものを含む、以下同じ。）を輸出する場合は、環境大臣の確認を必ず受けなければなりません。

輸出時の廃棄物該当性を判断する環境省としては、使用済特定家庭用機器以外の使用済家電製品についても同様に、有償性如何に関わらず廃棄物であることの疑いがあると判断できる場合には、その物の性状、排出の状況、通常の取扱い形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案し、廃棄物該当性を積極的に判断していくこととしています。

なお、環境省では、輸出しようとする中古又は使用済家電製品が廃棄物に該当するか否かについて、事前相談を受け付けています。輸出に用いる港の所在地を所管する各地方環境事務所にご相談ください。

*特定家庭用機器：家電リサイクル法の対象であるテレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・乾燥機をいう。

警告 スクラップの中に廃家電が見つかった場合には輸出者に大きな経済的デメリットが!!

金属スクラップの輸出の際に、貨物検査で廃家電が見つかった場合には、**輸出がストップ**になります。そうすると、予約していた船舶の**キャンセル料**、貨物確認のための港での**保管料**、廃家電を取り除く**人件費**、取り除いた廃家電の**適正処理費用**、さらには輸出不履行による輸入者への**損害賠償**など、大変な金額（**数百万円～数千円単位**）の経済的なデメリットが生ずる事態に発展します。さらに、違法な輸出は未遂であっても、罰せられます（**最高で5年以下の懲役、又は、3億円以下の罰金**）。廃家電は絶対に混入することのないよう、十分に気を付けて下さい。

スクラップの山から発火し、大惨事になることも!



スクラップ中に廃家電が混入していると、火災につながります。

環境省では、輸出しようとする中古又は使用済家電製品が廃棄物に該当するか否かについて、事前相談を受け付けています。輸出に用いる港の所在地を所管する各地方環境事務所にご相談ください。

【地方環境事務所】

北海道地方環境事務所 ☎011-299-1952

東北地方環境事務所 ☎022-722-2871

関東地方環境事務所 ☎048-600-0814

中部地方環境事務所 ☎052-955-2132

近畿地方環境事務所 ☎06-4792-0702

中国四国地方環境事務所 ☎086-223-1584

高松事務所 ☎087-811-7240

九州地方環境事務所 ☎096-214-0328